
特殊健康診断

特殊健康診断の実施成績

川井三恵

東京都予防医学協会総合健診部長

法定健康診断の仕組み

労働安全衛生法の第66条に規定されている「健康診断」は、大きく一般健康診断と特殊健康診断に分けられる。

特殊健康診断は、法定健康診断(有機溶剤や特定化学物質など)と指導勧奨による健康診断(腰痛健康診断、情報機器作業健康診断など30種類)がある。

特殊健康診断の目的は、有害作業因子による健康障害の早期発見と対処、および健診結果に基づく作業環境、作業方法の改善である。

特定化学物質に含まれていた石綿が、2005(平成17)年2月24日、「石綿障害予防規則」として特殊健康診断に組み込まれた。また、2013年1月1日より、特定化学物質にインジウム化合物、コバルトおよびその無機化合物、エチルベンゼンが、同年10月1日より1,2-ジクロロプロパンが入った。

また、2012年に、印刷作業で化学物質を使用していた作業者に高頻度で胆管がんが発生していたことが判明した。その原因物質と考えられているジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)については、健康障害防止措置が義務づけられた。さらに、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンについても発がん性が懸念されるため、「有機溶剤中毒予防規則」より移行し、「特定化学物質障害予防規則」に含まれることとなり、特別な管理が必要な

物質と位置づけられた(2014年11月1日施行)。

なお、特定有機溶剤に関しては、特定化学物質作業主任者を選任するにあたり「有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任すること」などが示されている。

2015年12月に明らかになった膀胱がん事案を契機として、オルト-トルイジンを取り扱ったことのある全国の事業所を調査した結果、さらに7人の膀胱がんが認められた。これを受け、オルト-トルイジンが2017年1月1日より特定化学物質に追加されるとともに、作業環境測定や作業の記録、健康診断の結果などを30年間保存することが義務づけられた。また、これに続いて同年4月1日より、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)の特殊健康診断項目に、膀胱がん等の尿路系腫瘍に関する項目が追加された他、6月1日から三酸化二アンチモンが「特定化学物質障害予防規則」の管理第2類物質・特別管理物質に追加されるなど、各物質の取り扱いの適正化・管理の強化が図られている。

特殊健康診断の判定と結果

特殊健康診断の判定は、その所見の経時的変化や既往歴および関連する他の検査項目、さらに業務経歴や作業条件等を考慮して総合的に判定することが望ましく、定期健康診断の結果も参考にすべきである。このような検査の結果、異常所見がある場合は、所見名と所見の程度に基づいて健康管理区分が決定される。これには産業医の専門的な知見による判断が欠かせない。

表1 法規および行政指導による特殊健康診断の管理区分と事後措置（一部、本会独自の基準による部分がある）

健康管理区分	症状区分	事後措置	
じん肺	I	じん肺の所見がないと認められるもの（じん肺法4条2項による）	特に記す必要なし
	A	検査項目のすべてが正常範囲であり、有機溶剤による自覚症状等が認められないもの	措置を必要としない
	B	管理Cには該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	①作業条件の調査 *その他医師の必要と認める調査
	B1	①有機溶剤による曝露が軽度（分布2の前半に属するもの）、または中程度（分布2の後半に属するもの）に認められるが、使用溶剤による自覚症状等が認められないもの ②有機溶剤による曝露が高度（分布3に属するもの）に認められるが、使用溶剤による自覚症状等が認められないもの	②作業環境の検討 ③作業管理の検討 *精密検査の有無は、判定医または産業医の指示とする
	C	健康診断の結果、当該因子による疾病にかかっている場合 *健康診断に異常が認められ治療が必要と考えられるもので、使用溶剤による中毒と確実に診断されるもの	当該業務への就業禁止および療養を必要とする
有機溶剤	T	健康診断の結果、当該因子による疾病にかかっている場合または異常が認められる場合	当該疾病に対する療養その他の措置を必要とする
	A	異常が認められない場合	措置不要
	B	管理Cには該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	医師が必要と認める健診または検査を医師が指定した期間ごとに実施。必要に応じて就業制限
	B1	代謝物の検査結果が暫定基準値を超えた場合（代謝物以外の検査結果には所見が認められない） *特化則について適用する場合がある	①作業条件の調査 *その他医師が必要と認める調査 ②作業環境の検討 ③作業管理の検討 *精密検査の有無は、判定医または産業医の指示とする
	C	当該因子による疾病にかかっている場合	当該業務への就業禁止および療養を必要とする
特化則・高気圧・行政指導	A	①異常が認められない場合 ②ごく軽い貧血など、放射線によらない軽微な所見のみの場合	措置不要
	B	①放射線によるか、または放射線による疑いのある異常が認められる場合 ②貧血、白血球減少などの異常が認められ、放射線による疑いは少ないが、経過観察を要すると思われる場合	医師が指定した期間ごとに、必要と認める健診を実施する
	C	放射線による疾病異常が認められる場合	就業禁止および療養を必要とする
電離放射線	A	検査項目がすべて正常範囲で、鉛の影響にみられる自覚症状が認められないもの	措置不要
	B	第2次健康診断の結果、管理Cには該当しないが、鉛によるかまたは、鉛による疑いのある異常所見が認められたもの	①医師の意見により、当該業務への就業制限 ②医師が必要と認める健診または検査を医師が指定した期間ごとに実施する
	C	鉛による中毒が認められ、治療を要する場合	①医師が許可するまで鉛業務への就業禁止 ②治療の実施
鉛	A	異常が認められない場合	措置不要
	B	管理Cには該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	医師が必要と認める健診または検査を医師が指定した期間ごとに実施。必要に応じて就業制限
	C	当該因子による疾病にかかっている場合	当該業務への就業禁止および療養を必要とする
石綿	A	異常が認められない場合	措置不要
	B	管理Cには該当しないが、当該因子によるかまたは当該因子による疑いのある異常が認められる場合	医師が必要と認める健診または検査を医師が指定した期間ごとに実施。必要に応じて就業制限
	C	当該因子による疾病にかかっている場合	当該業務への就業禁止および療養を必要とする

表2 特殊健康診断結果(法規によるもの)

		(2024年度)					
健診種別	受診者数	健康管理区分					
		I	保留				
じん肺	771	771					

		(2024年度,単位:人)						
健診種別	物質名	受診者数	健康管理区分					
			A	B	B1	C	保留	T
有機溶剤		3,474	3,384	76		11	3	
電離放射線		611	550	61				
除染等電離放射線		8	7	1				
鉛		8	8					
石綿		500	377	117			4	2
特定化学物質	ジアニシジン	24	15	9				
	ベリリウム	23	14	2			7	
	アクリルアミド	81	81					
	アクリロニトリル	0						
	オルトトリジンおよびその塩	6	2	4				
	塩化ビニル	37	37					
	塩素	245	245					
	重クロム酸およびその塩	26	25	1				
	クロム酸	73	73					
	クロロメチルメチルエーテル	34	23				11	
	五酸化バナジウム	10	10					
	シアン化カリウム	92	92					
	シアン化水素	0						
	四塩化炭素	36	28	7				1
	水銀	39	37	2				
	TDI	18	18					
	弗化水素	87	87					
	ペータープロピオラクトン	2	2					
	ベンゼン	217	200	17				
	マンガン	319	314	5				
	ニッケル化合物	369	367	2				
	砒素化合物	157	156	1				
	インジウム	145	143	2				
	エチルベンゼン	193	192	1				
	コバルト	395	394	1				
	クロロホルム	418	395	21				2
	ジクロロメタン	1,067	828	208				31
	スチレン	12	9	3				
	メチルイソブチルケトン	95	92	3				
	リフラクトリーセラミックファイバー	30	30					
	1,4-ジオキサン	55	52	2				1
	オーラミン	10	4	6				
	ナフタレン	38	38					
	アルキル水銀化合物	6	6					
	三酸化ニアンチモン	32	32					
	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	34	14	20				
1,2-ジクロロプロパン	599	436	133				30	
1,2-ジクロロエタン	48	44	4					
ベンゾトリクロリド	15	15						
カドミウムおよびその化合物	18	18						
	計	5,105	4,568	454	0		83	
高気圧		52	42	10				

表2(続き) 代謝物の結果

(2024年度,単位:人)

健診種別	物質名	代謝物	受診者数	分布		
				分布1	分布2	分布3
有機溶剤	キシレン	メチル馬尿酸	302	302		
	N,N-ジメチルホルムアミド	N-メチルホルムアミド	203	203		
	スチレン	マンデル酸	0			
	テトラクロロエチレン	TTC	0			
	1,1,1-トリクロロエタン	TTC	0			
	トリクロロエチレン	TTC	3	3		
	トルエン	馬尿酸	576	565	10	1
	ノルマルヘキサン	2,5-ヘキサジオン	540	539	1	
	計		1,624	1,612	11	1
鉛		血中鉛	8	8		
		Δ-ALA	8	8		

東京都予防医学協会(本会)では、特殊健康診断結果の健康管理区分として、法規で定められている「じん肺法」に基づく健康管理区分の他に、「有機溶剤健診」「電離放射線健診」については独自の健康管理区分を作成し運用している(表1)。

また、旧労働省の労働衛生研究班がまとめた「鉛健康診断」の他、「特定化学物質障害予防規則」に掲

げる有害物を主とした総括的な健康管理区分を、特定化学物質健康診断および一部の通達で示されている行政指導に基づく健康診断の健康管理区分として採用している。

特殊健康診断実施結果

2024(令和6)年度の特健康診断実施結果(法規

表3 特殊健康診断結果(行政指導によるもの)

(2024年度,単位:人)

健診種別	受診者数	健康管理区分				
		A	B	C	T	保留
紫外線・赤外線	18	18				
レーザー光線	1	1				
MDI	111	111				

(2024年度,単位:人)

健診種別	受診者数	健康管理区分			
		異常なし	要観察	要受診	保留
騒音	266	151	102	6	7

(2024年度,単位:人)

健診種別	1次健診		2次健診					
	受診者数	要2次	受診者数	健康管理区分				
				異常なし	差し支えなし	要注意	要観察	要受診
腰痛 2次健診より開始したグループ	男		18	8 (44.4)	4 (22.2)	5 (27.8)	1 (5.6)	0 (0.0)
	女		40	3 (7.5)	13 (32.5)	17 (42.5)	6 (15.0)	1 (2.5)
	合計		58	11 (19.0)	17 (29.3)	22 (37.9)	7 (12.1)	1 (1.7)

によるもの)については、表2に示す。

じん肺健診は、2次健診の肺機能検査項目が見直され(2010年7月1日)、%1秒量と喫煙歴の調査が加わり、V25/身長(25%努力性肺活量)が削除された。結果判定では、有所見のものは所見名をつけ、判定は本会では行わず産業医に委ねている。2024年度は、じん肺健診の受診者は771人で、健康管理区分I「所見なし」が771人であった。石綿は500人が受診し、「A」が377人、「B」は117人、「T」は2人、「保留」は4人であった。

有機溶剤や鉛については、代謝物のみ高い場合に健康管理区分を「B1」としている。有機溶剤健診は3,474人が受診し、「A」が3,384人、「B」は76人、「C」は11人、「保留」は3人であった。

電離放射線の受診者は611人で、「A」が550人、経過観察を要する「B」となった者は61人であった。

なお、表2の健康管理区分の「保留」とは、事業所健康管理室との事前の打ち合わせにおいて、「異常なし以外は産業医が決定する」との考えで「保留」としたもの、および判定に必要な検査を受けていない場合について「保留」としている。

行政指導によるものについては、表3にまとめている。本会では健康管理区分「C」は判定せず、産業医の判断に委ねている。また、「保留」については、有所見はすべて「保留」の事業所と、要精検の場合のみ「保留」とする事業所がある。

腰痛健診では、2次健診から開始した者が58人で、「異常なし」11人、「差し支えなし」17人、「要注意」が22人、「要観察」7人、「要受診」は1人であった。

その他の特殊健診は表4にまとめている。「保留」とは、本会で判定せず産業医に戻すものをいう。

情報機器作業者の健康診断

情報機器作業者の健康診断については、1985(昭和60)年に「VDT作業のための労働衛生上の指針について」(旧指針)が出され、2002年には「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(VDT作業ガイドライン)が示されている。

この間、職場をとりまく諸情勢は、ITの急速な進展とともに大きく変化した。オフィスでの情報機器作業の常態化、作業のスピード化、情報収集の多様化・広域化(インターネットを利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス等)、情報機器作業時間の長時間化、スマートフォンの普及などが顕著な変化といえる。

従来のように作業を類型化してその類型別に健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難になり、個々の事業所のそれぞれの作業形態に応じたきめ細やかな対策を検討することが必要となった。2019年に「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が策定されたが、2024年度健診結果は、VDT作業ガイドラインを基に集計を行った。

表4 特殊健康診断結果(その他のもの)

(2024年度,単位:人)

健 診 種 別	受診者数	健 康 管 理 区 分		
		異常なし	有所見	保留
粉塵	2	2		
塩酸,硝酸,硫酸	287	286	1	
N,N-ジメチルアセトアミド	177	177		
ヘキサメチレンジイソシアネート	2	2		
エチレンオキシド	6	6		
ブタジエン	46	42	4	

情報機器作業における健康管理

[1] 健診対象者の選定および判定

VDT作業ガイドラインでは、情報機器作業をその内容と時間によって大きく3つに区分して健診対象者を選定する仕組みになっている(表5)。

本会では、VDT作業ガイドラインに基づく情報機器健診は、主に作業区分「A」に該当する作業者を健診対象とし、定期に行う一般健康診断時に併せて情報機器健診も行っており、作業区分「B」「C」に該当する作業者については、自覚症状の有無の調査および業務歴で医師(産業医等)が必要と認められた者に対して健診を行っている。検査項目は表6に示す。

[2] 2024年度健診結果

情報機器健診の判定区分は、表7に示すように分かれている。情報機器健診受診者数と実施結果につ

いては表8に示した。1次健診の受診者は7,679人であった。問診と視力検査により振り分けて「要2次健診」となった者は男女合わせて2,043人、そのうち2次健診を受けた者が615人で、「要受診」は11人であった。また振り分けなしに2次健診から開始した者が917人で、「要受診」は14人であった。最終的に「要受診」となったのは男女合計25人であった。

配置前健診では、男女とも情報機器作業を行う前からすでに高い自覚症状あるいは所見がみられるが、これらの自覚症状あるいは所見は情報機器作業特有のものとはいえず、職場をとりまくITの急速な進展とともにコンピューター作業が一般化したこと、また、日常生活にも情報機器が広く関わっていることが要因であろう。

[3] 事後措置

情報機器作業による障害は自覚症状が先行し、眼

表5 VDT健診の作業区分

作業区分	作業の種類	作業時間	作業例	作業の概要
A	単純入力型	1日4時間以上	データ、文章等の入力	・資料、伝票、原稿等からデータ、文章等を入力する(CADへの単純入力を含む)
	拘束型		受注、予約、照会等の業務	・コールセンター等において受注、予約、照会等の業務を行う
B	単純入力型	1日2時間以上 4時間未満	単純入力型の業務	・単純入力型の業務を行う
	拘束型		拘束型の業務	・拘束型の業務を行う
	対話型	1日4時間以上	文章、表等の作成、編集、修正等	・作業者自身の考えにより、文章の作成、編集、修正等を行う
			データの検索、照会、追加、修正	・データの検索、照会、追加、修正をする
			電子メールの受信、送信	・電子メールの受信、送信等を行う
	技術型	1日4時間以上	金銭出納業務	・窓口で金銭の出納を行う
	プログラミング業務		・コンピュータのプログラムの作成、修正等を行う	
監視型	1日4時間以上	CAD業務	・コンピュータの支援により、設計、製図を行う(CADへの単純入力を除く)	
その他の型		監視業務	・交通等の監視を行う	
C	単純入力型	1日2時間未満	単純入力型の業務	・単純入力型の業務を行う
	拘束型		拘束型の業務	・拘束型の業務を行う
	対話型	1日4時間未満	対話型の業務	・対話型の業務を行う
	技術型		技術型の業務	・技術型の業務を行う
	監視型		監視型の業務	・監視型の業務を行う
	その他の型		その他の型の業務	・その他の型の業務を行う
			携帯情報端末の操作、画像診断検査等	・携帯情報端末の操作、画像診断検査等を行う

資料：平成14年4月5日 基発第0405001号

表6 VDT健診の検査項目

作業区分	検査項目	配置前	定期	
A	・業務歴, 既往歴, 自覚症状の有無の調査(問診)	○	○	
	・眼科学的検査	・5m視力検査*	○	○
		・近見視力検査: 50cmまたは30cm	○	○
		・屈折検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)	○	○
		・眼位検査	○	○
・調整機能検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)	○	○		
・筋骨格系検査	・上肢の運動機能, 圧痛点等の検査(問診で異常が認められない場合は, 省略可)	○	○	
・その他医師が必要と認める検査	○	○		
◎ 配置前健康診断				
B	・業務歴, 既往歴, 自覚症状の有無の調査(問診)			
	・眼科学的検査	・5m視力検査*		
		・近見視力検査: 50cmまたは30cm		
		・屈折検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)		
		・眼位検査		
・調整機能検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)				
医師が必要と認めた場合				
・筋骨格系検査	・上肢の運動機能, 圧痛点等の検査			
・その他医師が必要と認める検査				
◎ 定期健康診断				
C	・業務歴, 既往歴, 自覚症状の有無の調査(問診)			
	医師が必要と認めた場合のみ, 下記の検査を実施			
	・眼科学的検査	・5m視力検査*		
		・近見視力検査: 50cmまたは30cm		
	・筋骨格系検査	・上肢の運動機能, 圧痛点等の検査		
・その他医師が必要と認める検査				
自覚症状を訴える者に対して, 配置前および定期健康診断を実施				
C	・業務歴, 既往歴, 自覚症状の有無の調査(問診)			
	・眼科学的検査	・5m視力検査		
		・近見視力検査: 50cmまたは30cm		
		・屈折検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)		
		・眼位検査		
・調整機能検査: (5m視力検査および近見視力に異常がない場合は, 省略可)				
・筋骨格系検査	・上肢の運動機能, 圧痛点等の検査			
・その他医師が必要と認める検査				
◎ 定期健康診断				
C	・業務歴, 既往歴, 自覚症状の有無の調査(問診)			
	・眼科学的検査	・5m視力検査*		
		・近見視力検査: 50cmまたは30cm		
	・筋骨格系検査	・上肢の運動機能, 圧痛点等の検査		
	・その他医師が必要と認める検査			

(注) 視力検査の*印は矯正視力のみでよい

表7 情報機器健診判定区分

判定区分	内容
A 異常なし	現在の作業を続けてもよい
B 差し支えなし	自覚症状はあるが生理的範囲と考える場合
C 要注意	日常生活上の注意で問題の解決が可能な場合
D 要観察	眼症状, 頸肩腕症状, 手指症状等, 軽度の異常があるが, 作業量の増加や作業環境の変化によっては健康上の問題が予測される場合
E 要受診(産業医)	眼症状, 頸肩腕症状, 手指症状に異常があり, 作業, 作業環境の改善の有無, 配置転換, 休業等の事後措置の必要がある場合
H 要2次	眼症状, 頸肩腕症状, 手指症状等所見があり, 診断を確かめるために, さらに詳しい検査が必要な場合

(注) 総合判定, および作業, 作業環境の改善の有無, 配置転換, 休業等の事後措置は産業医に委ねる
眼科または整形外科専門医への受診は産業医の指示によることが望ましい

精疲労や肩こり、腰痛などの自覚症状が多様であるのに、器質的障害を含む他覚的所見に乏しいという特徴がある。健康診断時だけでなく、産業医、衛生管理者による職場巡視等で、特に自覚症状を訴える作業員に対しては作業管理・作業環境上の問題点の把握に努めるなど、速やかな対応が望まれる。ストレスが作業員に意識されず、食欲がない、眠れない、やる気が起きないなど不定愁訴が示された場合は、面談によって、その愁訴の奥に潜むストレス要因を把握する必要がある。また、長時間労働になら

ないよう、管理者にも労働衛生活動の一環としての指導・助言が求められる。職場に「パソコン作業、1時間したら10分休め」などと掲示してあると、作業員も休憩を取りやすい。症状の緩和には、一連続作業時間や作業姿勢への注意とともに、ストレッチ体操などが奨励されている。職場でのパソコン作業以外にも、各自のスマートフォンやタブレット端末が普及した現代においては、ブルーライトの影響やインターネット依存症なども含め、その弊害を少しでも少なくする工夫が必要である。

表8 情報機器健康診断実施結果

(2024年度,単位:人)

	男						女						総計
	A	B	C	D	H	計	A	B	C	D	H	計	
1次健診 (問診・視力)	1,144 (33.3)	610 (17.8)	320 (9.3)	496 (14.4)	865 (25.2)	3,435 (100.0)	835 (19.7)	710 (16.7)	488 (11.5)	1,033 (24.3)	1,178 (27.8)	4,244 (100.0)	7,679
2次健診	男						女						総計
	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	
2次健診	26 (8.9)	13 (4.5)	217 (74.3)	35 (12.0)	1 (0.3)	292 (100.0)	22 (6.8)	7 (2.2)	230 (71.2)	54 (16.7)	10 (3.1)	323 (100.0)	615
定期・配置前	77	17	169	31	8	302	61	17	265	59	3	405	707
2次健診 より開始	9	2	62	9		82	4	6	87	28	3	128	210
計	86 (22.4)	19 (4.9)	231 (60.2)	40 (10.4)	8 (2.1)	384 (100.0)	65 (12.2)	23 (4.3)	352 (66.0)	87 (16.3)	6 (1.1)	533 (100.0)	917

(注) ()内は%

業務別特殊健康診断

A 法令で義務づけられているもの

1. じん肺健康診断(じん肺法第3条, 第7条~第9条の2)*

(じん肺健康診断で所見ありとされた労働者の管理区分については、都道府県労働局長が決定する)

2. 安衛法第66条第2項および第3項による特殊健康診断

①高気圧業務健康診断(高気圧作業安全衛生規則第38条)

②電離放射線健康診断(電離放射線障害防止規則第56条)

除染等電離放射線健康診断(除染等電離放射線障害防止規則第20条)

③鉛健康診断(鉛中毒予防規則第53条)

④四アルキル鉛健康診断(四アルキル鉛中毒予防規則第22条)

⑤有機溶剤健康診断(有機溶剤中毒予防規則第29条)

⑥特定化学物質健康診断(特定化学物質障害予防規則第39条)

⑦歯科医師による健康診断(安衛則第48条)

(報告は、50人以上の事業場で定期的のものに限る)塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄燐など(安衛令第22条3項)

⑧石綿健康診断(石綿障害予防規則第40条)

B 行政指導による健康診断

1. 紫外線・赤外線にさらされる業務
2. マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る)を取り扱う業務, またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
3. 黄りんを取り扱う業務, またはりん化合物のガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
4. 有機りん剤を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
5. 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
6. 二硫化炭素を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く)
7. ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務またはそれらのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
8. 脂肪族の塩化または臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く)を取り扱う業務またはそれらのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
9. 砒素またはその化合物(アルシン及び砒化ガリウムに限る)を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
10. フェニル水銀化合物を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
11. アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基であるものを除く)を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
12. クロルナフタリンを取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
13. 沃素を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
14. メチレンジフェニルイソシアネート(MDI)を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務
15. キーパンチャーの業務
16. 都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
17. 米杉, ネズコ, リョウブまたはラワンの粉じん等を発散する場所における業務
18. チェーンソー使用により身体に著しい振動を与える業務
19. 地下駐車場における業務(排気ガス)
20. 超音波溶着機を取り扱う業務
21. 金銭登録の業務
22. チェーンソー以外の振動工具を取り扱う業務
23. 引金付工具を取り扱う業務
24. レーザー機器を取り扱う業務またはレーザー光線にさらされるおそれのある業務
25. 半導体製造工程における業務
26. 騒音作業
27. 学校給食における業務
28. VDT作業
29. 石綿取扱い作業等(退職者が対象で, 健康管理手帳所持者を除く)
30. 重量物取扱い作業, 介護作業等

(注) *所轄の労働基準監督署に結果の報告が必要な健康診断